

令和7年度旭川市職員採用候補者資格試験（短大卒・高校卒の部（事務（一般行政））及び技術（土木・建築・電気・機械））第1次試験の結果、次の受験番号の方が合格されました。

令和7年10月10日

旭川市長 今 津 寛 介

| 採用職種          | 受 験 番 号                                                                                                                                                |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事 務<br>(一般行政) | 6001、6002、6003、8001、8003、8005、<br>8006、8008、8010、8013、8015、8018、<br>8019、8020、8024、8026、8027、8030、<br>8035、8036、8037、8039、8042、8043、<br>8045、8048 以下余白 |
| 技 術<br>(土 木)  | 8601、8602、8603 以下余白                                                                                                                                    |
| 技 術<br>(建 築)  | 8701、8702、8703 以下余白                                                                                                                                    |
| 技 術<br>(電 気)  | 該当なし                                                                                                                                                   |
| 技 術<br>(機 械)  | 8902、8903 以下余白                                                                                                                                         |

※第2次試験に当たって、「最終学歴の成績証明書（在学中の場合は前年度までのもの）」を提出いただきますので、準備をお願いいたします。

（次のページに続きます）

■ 第1次試験 実施状況

| 採用職種         | 1次試験 |      |
|--------------|------|------|
|              | 受験者数 | 合格者数 |
| 事務<br>(一般行政) | 43人  | 26人  |
| 事務<br>(土木)   | 4人   | 3人   |
| 技術<br>(建築)   | 3人   | 3人   |
| 技術<br>(電気)   | 2人   | 0人   |
| 技術<br>(機械)   | 3人   | 2人   |

<注意事項>

- (1) 都合により第2次試験を辞退する場合は、必ず事前に文書で連絡してください。  
また、第2次試験までの期間が短いため、文書発送前に電話でもご連絡願います。

<得点開示>

この試験に不合格になった方で、希望者には得点及び順位をお知らせします。

- (1) 対象者 第1次試験の不合格者（本人に限ります。）  
 (2) 内 容 第1次試験の得点及び順位  
 (3) 期 間 10月10日（金）から11月10日（月）まで  
 （土曜日・日曜日・祝日を除きます。）  
 (4) 場 所 旭川市総務部人事課（市役所総合庁舎6階）
- 窓口にて請求される場合は、運転免許証など身分証明できるものを持参してください。
  - 郵送により請求される場合は、110円切手を貼った返信用封筒（定型・宛先明記）を必ず同封してください。なお、返信先は、受験申込書に記入した現住所又は連絡先に限ります。
- ※ 電話での問合せ、請求の申出はできません。